



「パートナーシップ制度」の導入について ～ダイバーシティ&インクルージョンを積極的に進めます～



百十四銀行（頭取 森 匡史）は、職員の同性パートナーに戸籍上の配偶者と同等の福利厚生や規定を適用できるよう「パートナーシップ制度」を導入しますので下記のとおりお知らせします。

当行では、多様な人材や考え方を受入れることが組織を強くし社会を大きく変えるものと捉え、引き続き「ダイバーシティ&インクルージョン」に積極的に取り組み、職員のウェルビーイングの更なる向上につめてまいります。

記

1. 適用内容

「パートナーシップ制度」では、各市町村によるパートナーシップ宣誓証明書の交付を受けた職員や、当行の届出要件を満たした職員の同性パートナーを配偶者とみなし、各種手当や福利厚生制度を適用します。

種類	福利厚生等
給 与	家族手当、赴任手当 等
休 暇	結婚休暇、忌引休暇 等
育 児	育児休業 等
介 護	介護休暇、介護休業 等
居 宅	社宅 等
そ の 他	香典、慶弔金 等

2. 制度導入日

2025年4月1日（火）

3. これまでのダイバーシティ&インクルージョンへの主な取り組み

- 2016年 6月 「えるぼし」認定（四国初）
- 2017年 6月 「プラチナくるみん」認定（香川県金融機関初）
- 2022年11月 「プラチナくるみんプラス」認定（香川県初）
- 2024年 3月 健康経営優良法人2024「ホワイト500」認定
- 2025年 3月 健康経営優良法人2025「ホワイト500」認定

以上